

# 学校給食における食物アレルギー対応マニュアル

令和6年9月

留萌市教育委員会

(令和7年4月適用)

## 留萌市の学校給食における食物アレルギー対応方針

- 1 食物アレルギーを有する児童生徒に対し、学校給食の民間委託により、アレルギー専用調理室を委託業者が設置し、児童生徒の安全性を最優先に、表示が義務化された特定原材料等の28品目のアレルギー対応を行います。
- 2 食物アレルギー対応食の提供は、保護者が毎年度提出する「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」による医師の診断と保護者の面談により決定します。
- 3 食物アレルギー対応の実施については、学校長からの依頼を受け、教育委員会が決定します。
- 4 学校におけるアレルギー対応にあたっては、保護者同意のもと教育委員会及び学校内で児童生徒の個々の情報を共有し、緊急時の対応に備えます。
- 5 学校給食の安全性確保のため、原因食物を「提供するかしないかの二者択一」を原則的な対応とします。
- 6 多数のアレルギー原因食品がある者、アナフィラキシーの既往を有する者、エピペンを携帯している者など、重篤なアレルギー症状を持つ児童生徒においては危機管理の観点から、弁当を持参するなど、児童生徒の安全性を最優先に対応を行います。

## 目次

I	食物アレルギー対応の基本的な考え方	1
1	食物アレルギー、アナフィラキシーに対する理解	1
(1)	食物アレルギーとは	1
(2)	アナフィラキシーとは	1
(3)	食物アレルギーの病型	2
2	食物アレルギーを有する児童生徒への対応	3
(1)	児童生徒への対応	3
(2)	学校生活管理指導表に係る保護者等への依頼・確認事項	4
3	校内及び関係機関との連携体制づくり	5
II	学校給食における対応	6
(1)	学校給食における対応の流れ	6
(2)	国の学校給食における食物アレルギー対応指針について	9
(3)	対応食提供の留意点	12
(4)	教室での対応の留意点	15
III	緊急時の対応	16
1	学校内での役割分担	17
2	緊急性の判断と対応	18
3	エピペン®の使い方	19
4	救急要請（119番通報）	20
5	心肺蘇生とAEDの手順	21
6	症状チェックシート	22
IV	様式	23
○	学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）	24
○	留萌市学校給食に関する基本調査	26
○	面談票	27
○	取組プラン	29
○	アレルギー対応食チェック表	31

# I 食物アレルギー対応の基本的な考え方

## I 食物アレルギー、アナフィラキシーに対する理解

学校がアレルギー疾患への取組みを進める際には、個々のアレルギー疾患の特徴を踏まえることが重要です。特に、食物アレルギー、アナフィラキシーの症状は急速に悪化する場合があるため、正しい理解に基づき、日頃から緊急時の対応への準備を行う必要があります。

### (1) 食物アレルギーとは

一般的には特定の食物を摂取することにより、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます。

#### ①原因

原因食物は多岐にわたり、全国的に学童期では鶏卵、乳製品だけで全体の約半数を占めていますが、実際に学校給食で起きた食物アレルギー発症事例の原因食品は甲殻類（えび、かに）や果物類（特にキウイフルーツ）が多くなっています。

#### ②症状

症状は多岐にわたり、じんましんのような軽い症状からアナフィラキシーショックのような命にかかわる重い症状まで様々です。特に、食物アレルギーの約10%がアナフィラキシーショックにまで進むため、注意する必要があります。

#### ③管理

「原因となる食物を摂取しないこと」が唯一の管理方法であり、万が一、症状が出現した場合には、速やかに適切な対処を行うことが重要となります。じんましんなどの軽い症状に対しては抗ヒスタミン薬の内服や経過観察により回復することもあります。ぜん鳴（ゼーゼー、ヒューヒュー）・呼吸困難・おう吐・ショックなどの中等度から重症の症状には、アナフィラキシーに準じた対処が必要です。

### (2) アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛やおう吐などの消化器症状、ぜん鳴（ゼーゼー、ヒューヒュー）、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーといいます。特に、血圧が低下して意識の低下や脱力をきたすような場合をアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態を意味します。

#### ①原因

児童生徒に起きるアナフィラキシーの原因のほとんどは食物ですが、それ以外にも昆虫刺傷、医薬品、ラテックス（天然ゴム）などが原因となり、まれに運動だけでも起きることもあります。

#### ②症状

皮膚が赤くなったり、息苦しくなったり、激しいおう吐などの症状が複数同時に、かつ急激に見られます。

血圧が下がり意識の低下が見られるなどのアナフィラキシーショックの状態になると、迅速に対応しなければ命にかかわることがあるので注意する必要があります。

### ③治療

具体的な治療は重症度によって異なりますが、意識障害などが見られる重症の場合には、適切な場所に足を頭より高く上げた体位で寝かせ、おう吐に備えて、顔を横向きにします。

その後、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色の状態を確認しながら必要に応じて一次救命措置を行い、直ちに医療機関へ搬送します。

アドレナリン自己注射薬を携行している場合には、早期に注射することが効果的です。

アナフィラキシー症状は急激に進行することが多く、最低1時間、理想的には4時間以上経過を観察する必要があります、その際には片時も目を離さず、改善している状態を確認します。

## (3) 食物アレルギーの病型

児童生徒に見られる食物アレルギーは、大きく3つの病型に分類されます。食物アレルギーの病型を知ることにより、万が一の時に、どのような症状を示すかをある程度予測することが可能となります。

### ①即時型

原因食品を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまで様々であり、食物アレルギーの児童生徒のほとんどは、即時型に分類されます。

### ②口腔アレルギー症候群

果物や野菜、木の実類に対するアレルギーに多い病型で、食後5分以内に口腔内（口の中）の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリする、イガイガする、腫れぼったいなど）が出現します。多くは、局所の症状だけで回復しますが、5%程度が全身的な症状に進むことがあるため、注意する必要があります。

### ③食物依存性運動誘発アナフィラキシー

多くの場合、原因となる食物を摂取して2時間以内に一定量の運動（昼休みの遊び、体育や部活動など、児童生徒によって様々）をすることによりアナフィラキシー症状を起こします。原因食品としては小麦、甲殻類が多く、このような症状を経験する頻度は低いものの、発症した場合には、じんましんからはじまり、高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至るものもあり、注意する必要があります。原因食品の摂取と運動の組合せで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きないことから、同じ症状を繰り返しても、この疾患であると診断されていない例も報告されています。

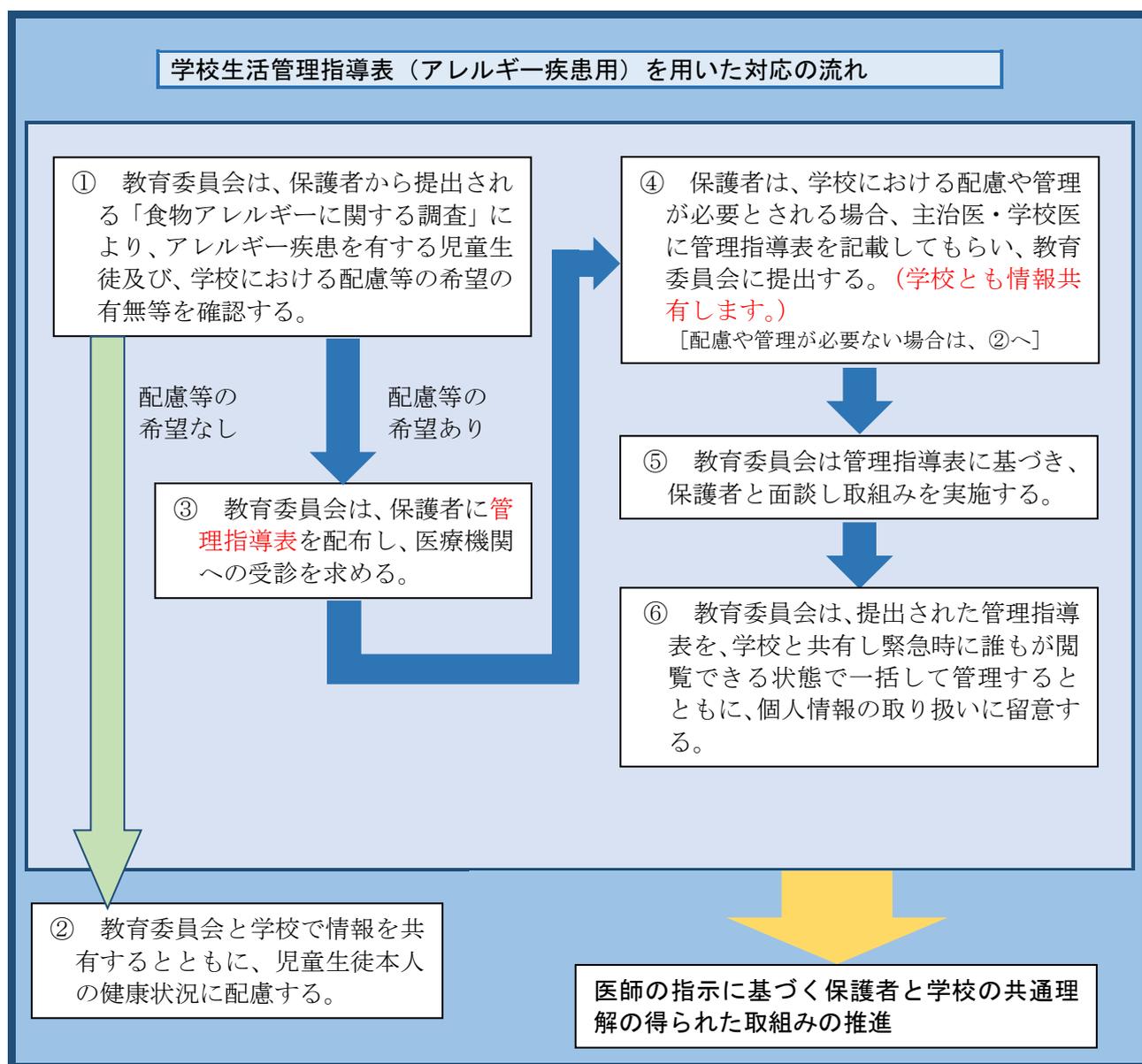
## 2 食物アレルギーを有する児童生徒への対応

アレルギー疾患を有する児童生徒に対する取組みを進めるためには、個々の児童生徒の症状等の特徴を正しく把握することが重要です。特に、生命に関わるような事故を防ぐために、学校生活管理指導表（以下「管理指導表」という。）の提出を必須にし、保護者と情報を共有し、適切に対応します。

### (1) 児童生徒への対応

食物アレルギーを有する児童生徒が安心して学校生活を送るためには、管理指導表等により状況を把握し、教職員間で情報を共有するとともに、保護者や児童生徒本人と随時相談できる体制を整備し、日常的な健康観察・指導を行う必要があります。

特に、児童生徒にアナフィラキシーのような重篤な症状が想定され、保護者が学校における特別な配慮や管理を希望する場合には、主治医等の診断に基づき作成される管理指導表を用いて、保護者と学校が実際の取組みに必要なアレルギー疾患に関する情報を的確に把握する必要があります。



## (2) 学校生活管理指導表に係る保護者等への依頼・確認事項

管理指導表が正しく活用されるためには、保護者や児童生徒本人に、その作成方法などを正しく理解してもらうことが大切です。このため、学校は保護者に対して、以下の点について確実に伝える必要があります。

### ①提出について

- 保護者が、学校における配慮や管理を希望する場合に提出すること。
- ぜん息と食物アレルギーなど複数のアレルギー疾患を有する場合には、必要に応じてそれぞれの担当医師に記載してもらい、提出すること。

### ②記載について

- 管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、毎年提出すること。症状・治療内容や学校生活上の配慮事項などの指示が変化する場合には、受診段階で考えられる内容を医師に記載してもらうこと。

### ③その他

- 提出された管理指導表の内容は、教職員全員で共有し、学校全体で万全を期すこと。
- 管理指導表は、個人情報の取扱いに留意するとともに、緊急時に教職員の誰もが閲覧できる状態で一括して管理すること。

### 3 校内及び関係機関との連携体制づくり

学校におけるアレルギー対応にあたっては、いつ、どのような状況で緊急の対応を要する事態が発生するかを完全に予測することはできないことから、教職員全員が児童生徒の個々の情報を共有し、緊急時の対応に備えるための校内体制を整備することが大切です。

また、教育委員会とともに医療機関、消防署等との連携体制を構築することも必要となります。

#### ①アレルギー対応に関する校内委員会の役割について

- アレルギー疾患を有する児童生徒の健康管理や対応について検討する。
- 症状の重い児童生徒に対する支援の重点化を図る。
- 校内外の支援体制や救急体制を整備するとともに、緊急時の対応を行った場合には、事後の検証・改善を行う。
- 学校内の共通理解を図る。
- 校内研修を計画し、実施する。
- 重篤なアレルギー疾患を有する児童生徒がいるなど、必要に応じて開催する。
- 重篤なアレルギー疾患を有する児童生徒が新たに判明し、緊急を要する場合には、その都度開催する。
- 校外行事、宿泊を伴う行事の前など、状況に応じて開催する。
- 配慮事項や健康管理に変更がない場合でも、適切に対応が行われているか定期的に開催する。

#### ②校内委員会における教職員等の役割

##### 【校長・教頭】

- 校長のリーダーシップの下、アレルギー疾患を有する児童生徒に対応するため校内外の体制を整備し、関係機関との連携を図る。

##### 【学級担任等】

- 保護者との面談等により、アレルギー疾患を有する児童生徒の情報を的確に把握する。
- アレルギー疾患を有する児童生徒が安全、安心な学校生活を送ることができるよう配慮する。
- 日常の健康観察から異常の早期発見・早期対応に努める。
- 養護教諭と連携し、本人や周りの児童生徒への保健指導や健康相談を行う。

##### 【養護教諭】

- 保護者との面談等により、アレルギー疾患を有する児童生徒等の情報を的確に把握する。
- 学級担任等と連携し、本人や周りの児童生徒への保健指導や健康相談、保健管理を行う。
- 主治医、学校医、医療機関と連携する際の中核的な役割を果たす。
- 学級担任等と連携し、異常の早期発見、早期対応に努める。
- アレルギー疾患に関する医学的な情報を教職員等に提供する。
- 保護者との面談の際、基本的な考え方を説明する。

## Ⅱ 学校給食における対応

学校給食においては、食物アレルギーを有する児童生徒が他の児童生徒と同じように給食を楽しめることを目指します。

### (1) 学校給食における対応の流れ

学校給食における対応は、次に示す具体的な手順に沿って、保護者、主治医、栄養教諭等関係者の共通理解のもと、進めていく必要があります。

#### ①食物アレルギーを有する児童生徒の把握

##### ア 入学時

###### 【小学校】

- 就学時健康診断、入学説明会等の機会に、入学予定者の保護者に対し、食物アレルギーに関する調査または保健調査により、食物アレルギーを有する児童の把握を行う。
- 保護者の了解のもと、出身幼稚園や保育所からの引き継ぎを行う。

###### 【中学校】

- 中学入学予定者の保護者に対し、食物アレルギーに関する調査または保健調査により、食物アレルギーを有する生徒の把握を行う。
- 保護者の了解のもと、小学校からの引き継ぎを行う。

##### イ 進級時

- 前年度末までに、食物アレルギーに関する調査、保健調査、健康相談等により、食物アレルギーを有する児童生徒の把握を行う。
- 次年度学級担任への正確な引き継ぎを行う。

##### ウ 転学・編入学時

- 転学・編入学の手続きの時に食物アレルギーに関する調査、保健調査、健康相談等により、食物アレルギーを有する児童生徒の把握を行う。
- 保護者の了解のもと、転出した学校からの引き継ぎを行う。

##### エ 新規発症（診断時）

- 新たにアレルギーを発症した際には、保護者から医師の診断に基づいた報告を随時受け、把握を行う。

#### ②情報の共有・日常指導／保護者へ「管理指導表」の配付及び医療機関への受診の指示

##### ア 保護者が配慮等を希望しない場合

食物アレルギーを有する児童生徒の情報を整理し、全教職員でその情報を共有して、日常指導の中で相談体制を整え、経過観察や日常的な指導を行う。

##### イ 保護者が配慮等を希望する場合

食物アレルギーによりアナフィラキシーなど重篤な症状が想定され、保護者が学校給食の対応や特別の配慮を希望している場合は、教育委員会が可能な対応を

説明した上で管理指導表を配付する。

③保護者との個別面談

必要に応じて、面談票、管理指導表に基づき、対象の児童生徒の情報を詳細に得るため、次の事項に沿って面談を行い、申請内容を正しく把握します。

ア 面談者：教育委員会、栄養教諭等

イ 面談内容

面談票に基づき行う。

- アレルギーの原因食品、症状、家庭での対応等の状況を把握する。
- 具体的な連絡先や連絡方法を確認する。
- アレルギー疾患や緊急時処方薬等に対する児童生徒の理解度を確認する。
- 学校生活の様々な場面での具体的な状況を想定し、教育委員会として給食献立の「対応できる内容」「対応できない内容」について、正確に伝え、保護者の理解と協力を得る。
- P18～19を参考に、緊急時処方薬に関する学校での対応について理解と協力を得る。アドレナリン自己注射薬を処方されている児童生徒については、保護者の同意を得た上で、栄養教諭等は管轄する消防署に情報を提供する。

④「取組プラン」(案)の作成

栄養教諭等は管理指導表、面談内容、提出書類をもとに、「取組プラン」(案)を作成します。

⑤保護者や児童生徒本人との個別面談

栄養教諭等は「取組プラン」の内容を保護者や児童生徒本人とともに確認するため、個別面談を実施します。

⑥「取組プラン」の周知・徹底

栄養教諭等は、「取組プラン」の内容を学校へ周知し、共通理解を図ります。

⑦保護者に「対応食予定表」の配付

栄養教諭等は、決定した「取組プラン」に基づき、対応食の献立を作成して「対応食予定表」及び学校給食の原材料を詳細に記入した献立表（以下「詳細な献立表」という。）を、学級担任等を通して保護者に配付します。

⑧対応開始

教育委員会及び学校において安全に学校給食を提供できる体制を最終確認して、対応を開始します。

栄養教諭等は調理上の具体的な手順等を調理指示書に示して、作業工程表・作業動線図を確認しながら、原因食品の混入や誤食のないように周知徹底を図ります。

学級担任等は誤食等が起こらないように、対象児童生徒の管理や指導を行います。

### ⑨評価・見直し・個別指導

給食時には、栄養教諭等は計画的に、対象の児童生徒の学級を訪問して、実態把握や確認に努めます。

学校は、日頃から食物アレルギーを有する児童生徒に、状況の変化があった場合は、直ちに栄養教諭等に連絡すること。

また、保護者からの申し入れにより、保護者と児童生徒に対する個別指導等を行い、食事についてのアドバイス等を行います。

### 【弁当対応の考慮対象】

以下のように極微量で反応が誘発される可能性がある場合は安全な給食提供は困難であり、弁当持参対応とします。

- a) 調味料・だし・添加物の除去が必要
- b) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある  
（注意喚起例）
  - 同一工場、製造ライン使用によるもの  
「本品製造工場では〇〇（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」
  - 原材料の採取方法によるもの  
「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」
  - えび、かにを補食していることによるもの  
「本製品(かまぼこ)で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」
- c) 多品目の食物除去が必要
- d) 油の共用ができない
- e) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

※ a) ～ e) に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認し対応します。

## (2) 国の学校給食における食物アレルギー対応指針について

食物アレルギーの対応としては、詳細な献立表対応【レベル1】、弁当対応【レベル2】、除去食対応【レベル3】、代替食対応【レベル4】に大別されます。

学校給食事業の民間委託により、専用調理室などが確保された場合には対応レベルを4に引き上げます。

④代替食対応【レベル4】	
●原因食品を除き、それに代わる食品を補い、栄養価を確保した学校給食を提供する。	
事前準備	<b>代替食献立の検討</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常給食を基本に代替食献立を作成する。</li> <li>・必要に応じて、対応食予定表及び詳細な献立表を作成し、保護者へ配付する。</li> </ul>
	<b>代替食献立の決定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応食予定表を確認し、確認の印を付して、学校へ対応食予定表を提出する。</li> <li>・教育委員会と協議し、代替食献立を決定する。</li> </ul>
	<b>代替食献立の周知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替食献立を、保護者・学級担任等に周知する。</li> </ul>
	<b>調理作業確認・打合せ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食調理での対応内容を調理指示書、作業工程表及び作業動線図を作成する。</li> <li>※原因食品の混入の恐れがある箇所をチェックする。</li> <li>※担当者を明確にする</li> <li>・原因食品の混入が起こらないように、作業工程表及び作業動線図を確認しながら調理員と綿密な打合せを行う。</li> <li>・配食、配膳、配送についての点検や管理等、各作業の担当者との連携や調整を確認する。</li> </ul>
当日	<b>調理・配食・検食</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原因食品の混入が起こらないように調理指示書、作業工程表及び作業動線図に基づき調理する。</li> <li>・代替食を個人容器に配食する。</li> <li>・検食を行う。</li> <li>・対応食予定表に基づき、該当する児童生徒の学校給食の内容を確認するとともに、誤食事故がないように注意する。</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の学校給食とは全く別に調理作業ができるよう、作業分担や作業場所を十分考慮する。</li> </ul>
人的・物理的措施	<b>人的配置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当する調理員を明確にする。</li> <li>・対応人数や食品が多い場合には、食物アレルギーに対応する調理員を確保する。</li> </ul>
	<b>作業ゾーン</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原因食品が絶対に混入しないように区画する。 (対応者が少なければ90×180 cm程度のスペースでも対応が可能。)</li> </ul>
	<b>機器</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用のシンク、電子レンジ、加熱機器 (IH、ガスコンロなど)、調理台、配膳台のほか、炊飯器、パン焼き器、オーブンレンジ・フードプロセッサー・冷凍冷蔵庫が必要</li> </ul>
	<b>調理器具</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用の鍋、フライパン、ボール、菜箸、汁杓子、中心温度計、まな板、包丁、ざる、計量カップ、計量スプーンなどが必要である。</li> <li>※同日に複数の対応を行う場合には、原因食品毎に専用の器具を使用する。</li> </ul>
	<b>その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人容器を使用する。</li> <li>※学年・組・名前・代替内容を明記した個人容器を用意する。</li> <li>※一般の食器・器具類と区別して保管する。</li> <li>・学校別に配送容器を用意し、学校ではそれを置く専用のスペースを確保する。</li> <li>・作業ゾーンに加え、移動調理台、専用の消毒保管庫、洗浄スペース、配食スペースを確保する。</li> </ul>

### ③ 除去食対応【レベル3】

●原因食品を除いた学校給食を提供する。

事前準備	<b>除去食献立の検討</b> ・通常給食を基本に除去食献立を作成する。 ・必要に応じて、対応食予定表及び詳細な献立表を作成し、保護者へ配付する。	
	<b>除去食献立の決定</b> ・対応食予定表を確認し、確認の印を付して、学校へ対応食予定表を提出する。 ・教育委員会と協議し、除去食献立を決定する。	
	<b>除去食献立の周知</b> ・除去食献立を保護者、学級担任等に周知する。	
	<b>調理作業確認・打合せ</b> ・給食調理での対応内容を調理指示書、作業工程表及び作業動線図を作成する。 ※原因食品の混入の恐れがある箇所をチェックする。 ※担当者を明確にする ・的確に除去ができ、原因食品の混入が起こらないように、作業工程表及び作業動線図を確認しながら調理員と綿密な打合せを行う。 ・配食、配膳、配送についての点検や管理等、各作業の担当者との連携や調整を確認する。	
当日	<b>調理・配食・検食</b> ・原因食品の混入が起こらないように調理指示書、作業工程表及び作業動線図に基づき調理する。 ・除去食を個人容器に配食する。 ・検食を行う。 ・対応食予定表に基づき、該当する児童生徒の学校給食の内容を確認するとともに、誤食事故がないように注意する。	
留意事項	・除去食の栄養素の不足について、家庭で補うよう保護者に伝える。	
人的・物理的措置	人的配置	・担当する調理員を明確にする。 ・対応人数や食品が多い場合には、食物アレルギーに対応する調理員を確保する。
	作業ゾーン	・区画された調理場所が望ましいが、調理室の一角を専用スペースとしても良い。(対応者が少なければ 90×180 cm程度のスペースでも対応が可能。)
	機器	・専用のシンク、冷蔵庫、電子レンジ、加熱機器 (IH、ガスコンロなど)、調理台、配膳台などを必要に応じて用意する。
	調理器具	・専用の鍋、フライパン、ボール、菜箸、汁杓子などを用意する。 ※同日に複数の対応を行う場合、原因食品毎に専用の器具を使用する。
	その他	・個人容器を使用する。 ※学年・組・名前・除去内容を明記した個人容器を用意する。 ※一般の食器・器具類と区別して保管する。 ・学校別に配送容器を用意し、学校ではそれを置く専用のスペースを確保する。

## ② 弁当対応（一部弁当対応又は完全弁当対応）【レベル2】

- 一部弁当対応は、除去食や代替食の対応が困難な料理に対して、家庭から弁当（代替食）を持参させる。
- 完全弁当対応は、全ての学校給食に対して弁当を持参させる。
- レベル3及び4であっても、場合によっては弁当対応をすることもある。

事前準備	・ 詳細な献立表を保護者、教職員に配付する。
	・ 事前に弁当で代用するものを保護者と協議する。
	・ 学校の実状に応じて、持参した弁当の安全で衛生的な管理方法を定める。
当日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁当を給食時間まで安全で衛生的に管理する。</li> <li>・ 一部弁当対応の場合は原因食品が入っている料理以外の学校給食を提供する。</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学級担任は学校給食の内容を把握し、誤食事故が起きないように注意する。</li> <li>・ 学級担任は本人が精神的負担を感じないように配慮する。（他の児童生徒の理解）</li> <li>・ 学級担任は給食当番に食物アレルギーを有する児童生徒が食べられる学校給食と原因食品を接触させないように指導する。</li> </ul>

## ① 詳細な献立表対応【レベル1】

- 学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前に配付し、保護者が把握し担任の確認のもと、児童生徒自身の判断で原因食品を除去しながら食べる対策である。
- すべての対応の基本であり、弁当対応、除去食対応、代替食対応でも詳細な献立表の提示は行う。

事前準備	・ 食材納入業者にアレルギー食品に関する資料の提供を依頼する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料をもとに詳細な献立表を毎月作成する。</li> <li>※児童生徒が除去すべき原因食品がわかるようにする。</li> <li>※記載もれ等がないように複数の関係者で確認する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者、教職員に配付する</li> <li>・ 詳細な献立表をもとに除去する食品を確認し、学校へ報告する。</li> <li>※確認事項の情報を教職員で共有する。</li> </ul>
当日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除去する食品の確認。</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最も誤食事故が起きやすい対応のため、特に学級担任は除去する食品と学校給食の内容を日々確認する。</li> <li>・ 学級担任が不在の場合には対応を引き継ぐ者を決めておく。</li> <li>・ 学級担任と一緒に会食する他の児童生徒にも配慮する。</li> </ul>

### (3) 対応食提供の留意点

学校給食においては、人員や施設、設備、作業区域などのそれぞれの条件に応じながら、事故のないアレルギー対応食を提供することが重要です。このため、調理、配送、配膳など、各作業段階において以下の事項を参考に、関係者の共通理解を十分に図る必要があります。

#### ①安全を最優先とする食物アレルギー対応

学校給食における食物アレルギー対応指針に示されている原則として、食物アレルギーを有する児童生徒にも学校給食を提供していくために、安全性を最優先とします。

●「表示義務のある特定原材料 8 品目」と「表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの 20 品目」については、以下のとおりといたします。

なお、献立の内容や調理場の状況により対応できない場合もあります。

##### 【特定原材料】

・えび    ・かに    ・くるみ    ・小麦    ・そば    ・卵    ・乳  
・落花生（ピーナッツ）

##### 【特定原材料に準じるもの】

・アーモンド    ・あわび    ・いか    ・いくら    ・オレンジ  
・カシューナッツ    ・キウイフルーツ    ・牛肉    ・ごま    ・さけ  
・さば    ・大豆    ・鶏肉    ・バナナ    ・豚肉    ・もも  
・マカダミアナッツ    ・やまいも    ・りんご    ・ゼラチン

※赤字は学校給食として提供しない。

※2024年3月より、食品表示基準が改正されたことにより、「まつたけ」が削除され、新たにマカダミアナッツが追加されました。

#### ②二者択一の給食提供

「安全性」確保のために、多段階の対応食提供は行わず、原因食物を「提供するかしないかの二者択一」を原則的な対応とする。二者択一とは、卵アレルギーを例に以下のように説明される。

多段階対応としては、①完全除去、②少量可、③加工食品可、④調味料可等さまざまなレベルがあるが、これに個々に対応すると、業務は複雑・煩雑となり、負担が増えるばかりか、事故の温床にもなる。

このため、完全除去か、他の児童生徒と同じようにその原因食物の加工品や調味料を含めた全てを提供するか、どちらかで対応することとなる。

#### ③二者択一でアレルギー対応を行ったときの問題点や疑問点

##### ●給食を食べられなくなる児童生徒がいる

これまで一定レベル以上の給食を安全に食べられていた児童生徒が、完全除去対応となるため、対応の後退を問題にされる可能性がある。

個人で考えれば、一部児童生徒で二者択一が対応の後退に映るが、この方針は学校給食における食物アレルギー対応全体の安全性向上という目的がある。こうした説明を保護者に丁寧に説明し、理解を得る。

##### ●調味料の使用や微量混入は完全除去対応としない

学校給食において、食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい調味料・だし・添加物等については、基本的に除去する必要はないと考えられる。このため、そのレベルで管理が必要な場合、対象児童生徒は重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全性の確保が難しいのであれば学校給食で対応することは不可能であり、弁当対応を考慮することとなる。

●加工食品も完全除去の対象となる

多段階対応は行わないため、加工食品も完全除去対応を行う。たとえば、麺類のつなぎ程度であれば、卵を食べることができるとしても、代替食として卵不使用の麺類を提供することになる。

また、調味料やドレッシング類も加工食品に含まれるが、上記のとおり一部の調味料・だし・添加物については、除去対応は不要とする。

④食物アレルギー対応を踏まえた献立内容の工夫

- 同じ日に卵と牛乳のように複数の原因食品を使用しないように考慮する。
- 原因食品を判別することができる形で提供する。
- 原因食品を含まない献立を増やす。
- 加工食品を使用する場合は、必ず原材料配合表を取り寄せ、使用食材の確認を行う。また、物資選定の際には、できる限り原因食品（卵、乳、小麦、落花生など特定原材料として消費者庁で定められた食品）を含まないものを選定するなどの配慮をする。

### ⑤誤調理の防止

事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養教諭等が作成したアレルギー対応食の調理指示書を全員で確認する。</li> <li>・アレルギー対応食を担当する調理員を指定する。</li> <li>・原因食品や調理方法を把握した上で作業工程表や作業動線図に基づき、食品を置く位置や扱い方、配食方法などを全員で確認する。</li> <li>・アレルギー対応食専用の器具類は色分けする等、区別しておく。</li> </ul>
調理作業時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー対応食毎に専用の調理器具を使用するとともに、調理員の手指、作業着などを介した調理過程での原因食品の混入にも注意する。</li> <li>・専用スペースで作業を行い、原因食品の混入を防ぐ。</li> <li>・除去食はアレルギー専用調理室または専用スペースがない場合、原因食品を調理室に入れる前に、アレルギー対応食の配食を完了させる。</li> <li>・揚げ物は未使用の油を使い、最初にアレルギー対応食分を調理する。</li> <li>・除去食は作業途中でアレルギー対応食分を取り分けて調理し、再加熱する場合も中心温度を確認する。</li> <li>・アレルギー対応食の指示書をもとに、誤調理がないか複数の調理員で確認し、アレルギー対応食チェック表（P 3 1 参照）を記入する。（ダブルチェック）</li> <li>・万が一、混入や取り忘れが起こった場合は、提供を中止する。</li> </ul>

### ⑥誤配の防止

調理場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人容器に対象児童生徒の学校名・学年・組・名前・対応内容（除去や代替食品）を記載した個票を貼りアレルギー対応食を配食する。</li> <li>・個人容器を専用の配送容器（保冷バッグや食器かご等）に入れる。</li> <li>・受配校の配膳担当者に分かるようアレルギー対応食の有無を配送用コンテナに明記する。</li> </ul>
学校配膳室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配膳室の専用スペースにアレルギー対応食を保管する。</li> <li>・対象児童生徒の教室にアレルギー対応食を確実に届け、アレルギー対応食チェック表に記入する。</li> </ul>
教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー対応食を確認し対象児童生徒に渡す。</li> <li>・自ら個人容器から料理を食器に移し替えて食べる。</li> </ul>

#### (4) 教室での対応の留意点

対応内容について、保護者の理解を得るとともに、学級において十分に配慮する必要があります。

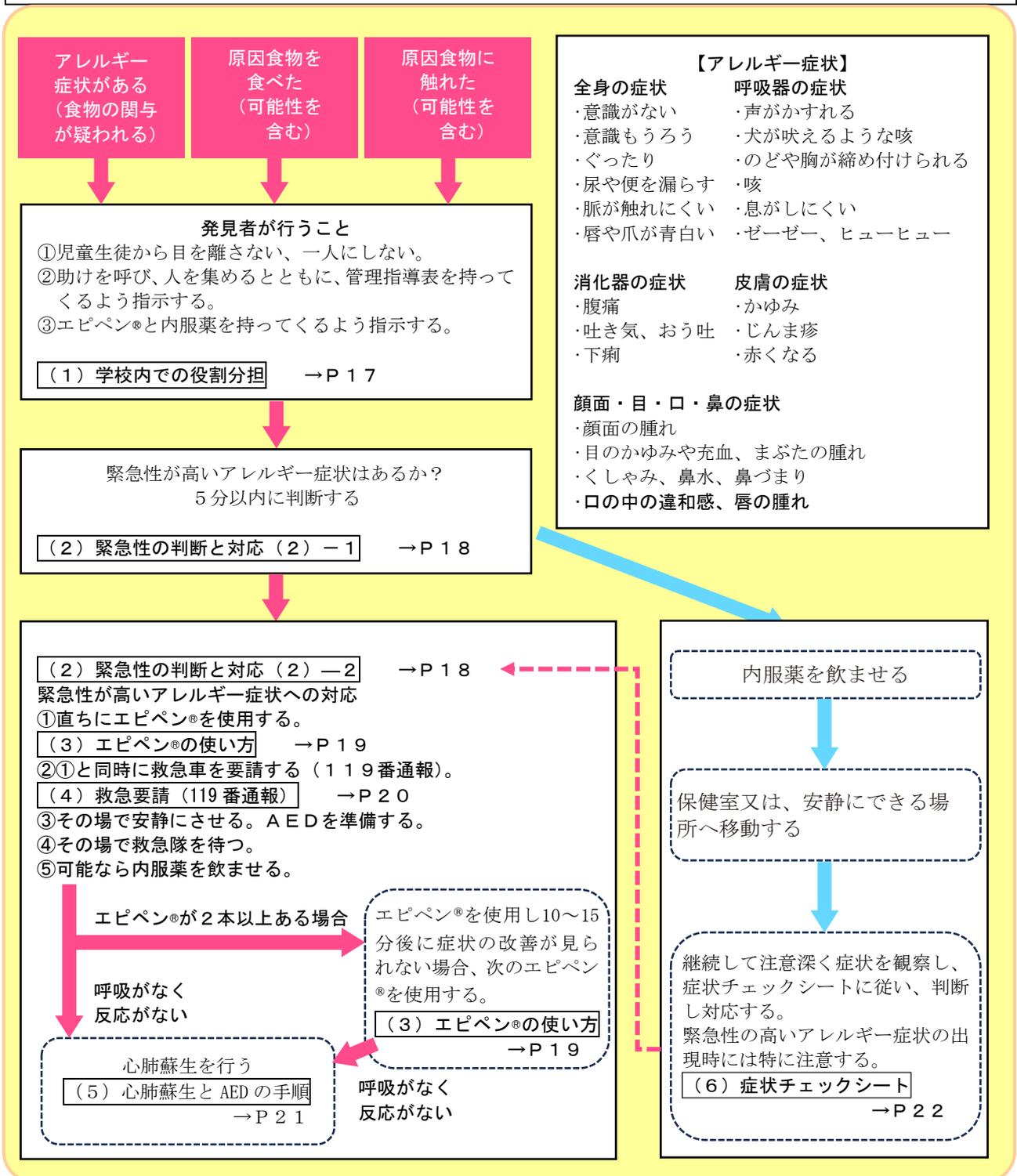
	レベル3 除去食・代替食を提供	レベル4	レベル1 当該児童生徒が除去	レベル2 弁当持参
給食準備	学級担任等→食物アレルギーを有する児童生徒			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人が個人容器を受け取り、アレルギー対応の料理を食器に移し配膳したかを確認する。</li> <li>● 原因食品を含む料理が当該児童生徒に付着しないよう座席等にも配慮する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒の発達の段階により、必要に応じて学級担任等の指導のもとに確実に除去できるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 持参した弁当を安全で衛生的に管理する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食物アレルギーを有する児童生徒が給食当番をする場合には、原因食品を含む料理に触れないよう、配慮する。</li> </ul>			
	学級担任等→他の児童生徒			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誤配のないように指導する。</li> <li>● 原因食品を含む料理が当該児童生徒の給食に付着しないように指導する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 持参した弁当を食器に盛りつける場合は必要な食器を配るよう指示する。</li> </ul>
給食の時間	学級担任等→食物アレルギーを有する児童生徒			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該児童生徒に除去食・代替食が確実に配食されたかどうか確認する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 除去して食べていることを確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 弁当を食べているか確認する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食事中は、接触や誤食に十分配慮する。</li> <li>● 当該児童生徒が原因食品を含む料理をおかわりしないように指導する。</li> </ul>			
	学級担任等→他の児童生徒			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● クラスの他の児童生徒に食物アレルギーの特性を理解させ、強要したり、勧めたりしないように指導する。</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誤食があった場合には、アレルギー症状への対応の手順に沿って全職員で対応にあたる。(P16～22参照)</li> </ul>			
給食終了時	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学級担任等は、食物アレルギーを有する児童生徒の健康観察を行う。</li> <li>● 給食終了後から、昼休み又は放課後まで健康観察を行う。</li> <li>● 異常があった場合は、アレルギー症状への対応の手順に沿って全職員で対応にあたる。(必要に応じて所持薬使用・救急車要請・保護者連絡等)</li> </ul>			

### Ⅲ 緊急時の対応

食物アレルギー等、アレルギー症状への対応に当たっては、特定の教員に任せずに、学校全体で組織的に対応することが重要です。

こうしたことから、次に示す「アレルギー症状への対応の手順」などを参考に、学校の状況に応じた実践可能なマニュアルを作成するなどして、緊急時の対応について整備する必要があります。

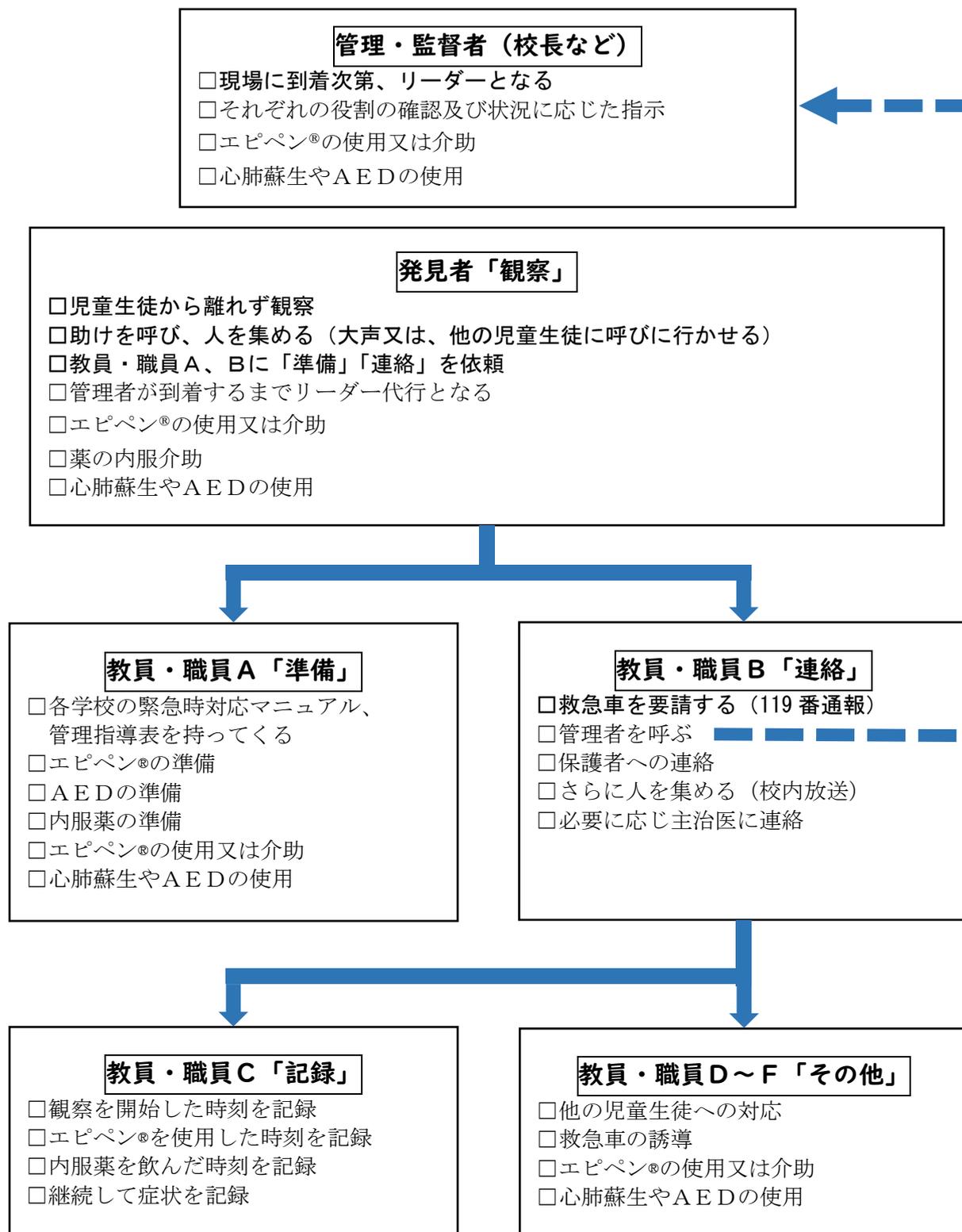
#### アレルギー症状への対応の手順



## I 学校内での役割分担

### Point

- ・各々の役割分担を確認し、事前にシミュレーションを行う。
- ・管理指導表やエピペン®、内服薬、AED等が確実に使用できるよう保管場所を確認しておく。



## 2 緊急性の判断と対応

### Point

- ・アレルギー症状があったら、5分以内に判断する。
- ・迷ったらエピペン®を打ち、直ちに119番通報をする。

### (2) - 1 緊急性が高いアレルギー症状

#### 【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくい又は不規則
- 唇や爪が青白い

#### 【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

#### 【消化器の症状】

- 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

（ぜん息発作と区別できない場合を含む）

1つでも当てはまる場合

ない場合

### (2) - 2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

- ①直ちにエピペン®を使用する。  
(3) エピペン®の使い方 → P 1 9
- ②①と同時に救急車を要請する（119番通報）。  
(4) 救急要請（119番通報） → P 2 0
- ③その場で安静にさせる（下記の体位を参照）。  
 立たせたり、歩かせたりしない。AEDを準備する。
- ④その場で救急隊を待つ。
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる。  
 ■エピペン®を使用し、10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する（2本以上ある場合）。  
 ■反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う。  
(5) 心肺蘇生とAEDの手順 → P 2 1

内服薬を飲ませる

保健室又は、安静にできる場所へ移動する

継続して注意深く症状を観察し、症状チェックシートに従い、判断し対応する。緊急性の高いアレルギー症状の出現時には特に注意する。

(6) 症状チェックシート → P 2 2

### 安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため、仰向けで足を15～30cm高くする。

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし、後ろに寄りかからせる。  
 ※転倒に注意

※エピペン®や内服薬を処方されていない（持参していない）人への対応が必要な場合は、「エピペン®使用」や「内服薬を飲ませる」の項を飛ばして、次の項に進んで判断する。

### 3 エピペン®の使い方

#### Point

- ・それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う。

#### ① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け、エピペン®を取り出す。

#### ② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ。“ゲー”で握る！

#### ③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す。

#### ④ 太ももの外側に注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端（オレンジ色の部分）を軽く当て、“カチッ”と音がするまで強く押し当ててそのまま5つ数える。

注射した後、すぐに抜かない！  
押しつけたまま5つ数える！

#### ⑤ 確認する



エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する。伸びていない場合は、④に戻る。

#### ⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、マッサージする。

#### ① ケースから取り出す



介助者は、児童生徒の**太ももの付け根と膝をしっかりと抑え**、動かないようにする。

#### ※ 注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる。
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中 (A) よりやや外側に注射する。

#### 【仰向けの場合】



#### 【座位の場合】



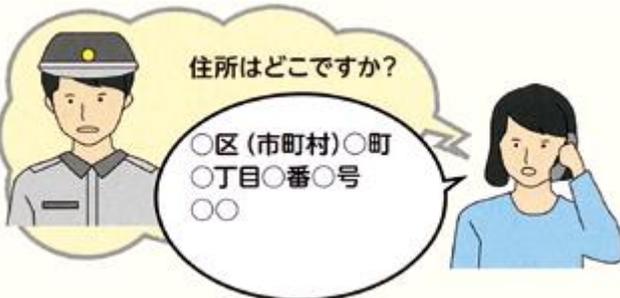
## 4 救急要請（119番通報）

### Point

- ・あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える。



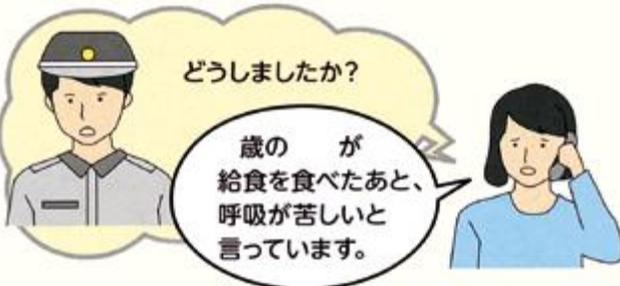
①救急であることを伝える。



②救急車に来てほしい住所を伝える。  
※学校名、住所をあらかじめ記載しておく。

(学校名)

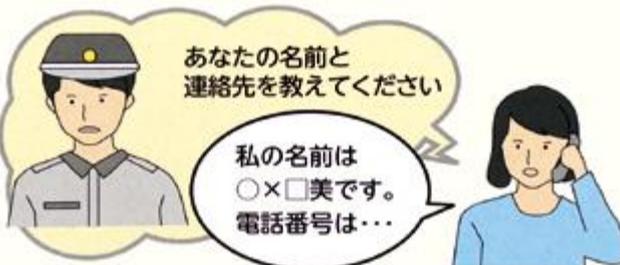
(住所)



③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」を分かる範囲で伝える。

※管理指導表に基づき、エピペン®の処方や  
エピペン®の使用の有無を伝える。

※持病や主治医等について尋ねられること  
もあるので、分かるようにしておくことよ  
い。



④通報している人の氏名と連絡先を伝える。

※119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える。

※救急車を誘導する職員を校門へ向かわせる。

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある。

・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておくこと。

・その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞くこと。

## 5 心肺蘇生とAEDの手順

### Point

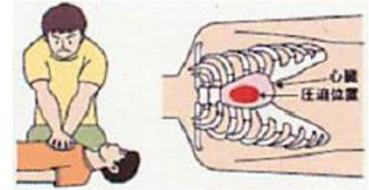
- ・強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を行う。
- ・救急隊が引き継ぐまで、又は児童生徒に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで、心肺蘇生を続ける。

### ①反応の確認

- ・肩を叩いて大声で呼びかける。
- ・幼児では足の裏を叩いて呼びかける。

### 【胸骨圧迫のポイント】

- \*強く（胸の厚さの約1/3）
- \*速く（少なくとも100回/分）
- \*絶え間なく（中断を最小限にする）
- \*圧迫する位置は「胸の真ん中」



### ②通報

- ・119番通報とAEDの手配を頼む。

### 【人工呼吸のポイント】

- 息を吹き込む際
- \*約1秒かけて
- \*胸の上がりが見える程度



反応がない

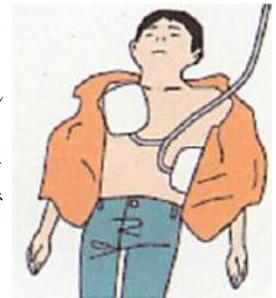
### ③呼吸の確認

- ・10秒以内で胸とお腹の動きを見る。

### 【AED装着のポイント】

普段通りの呼吸をしていない  
※普段通りの呼吸をしているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ

- \*電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する。
- \*電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等で拭き取る。
- \*6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る、なければ、成人用電極パッドで代用する。



### ④必ず胸骨圧迫！

可能なら人工呼吸！

30：2（胸骨圧迫：人工呼吸）

- ・直ちに胸骨圧迫を開始する。
- ・人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う。

### 【心電図解析のポイント】

- \*心電図解析中は、児童生徒に触れないように周囲に声をかける。

### ⑤AEDのメッセージに従う

- ・電源ボタンを押す。
- ・パッドを貼り、AEDの自動解析に従う。

### 【ショックのポイント】

- \*誰も児童生徒に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す。



※電極パッドの使用期限、バッテリーのチェックを定期的に行う。

## 6 症状チェックシート

### Point

- ・症状は、急激に変化することがあるため、継続して、注意深く症状を観察すること。
- ・□の症状が1つでも当てはまる場合、エピペン®を使用すること。  
(内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

対象児童生徒名 \_\_\_\_\_

観察を開始した時刻	( 時 分)	内服した時間	( 時 分)
エピペン® を使用した時間	( 時 分)		

全身の  
症 状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくい又は不規則
- 唇や爪が青白い

呼吸器  
の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

- 数回の軽い咳

消化器  
の症状

- 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

- 中等度のお腹の痛み
- 1～2回のおう吐
- 1～2回の下痢

- 軽いお腹の痛み（がまんできる）
- 吐き気

目・口  
・鼻  
顔面の  
症 状

- 顔全体の腫れ
- まぶたの腫れ

- 目のかゆみ、充血
- 口の中の違和感、唇の腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の  
症 状

- 強いかゆみ
- 全身に広がるじんま疹
- 全身が真っ赤

- 軽度のかゆみ
- 数個のじんま疹
- 部分的な赤み

上記の症状が  
1つでも当てはまる場合

1つでも当てはまる場合

1つでも当てはまる場合

- ①直ちにエピペン®を使用する。
- ②①と同時に救急車を要請する（119番通報）。
- ③その場で安静を保つ（立たせたり、歩かせたりしない）。  
AEDを準備する。
- ④その場で救急隊を待つ。
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる。

(2) 緊急性の判断と対応(2)-2

→P18

直ちに救急車で医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、直ちにエピペン®を準備する。
- ②速やかに医療機関を受診する（救急車の要請も考慮）。
- ③医療機関に到着するまで、継続して症状の変化を観察し、□の症状が1つでも当てはまる場合、エピペン®を使用する。

速やかに医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる。
- ②少なくとも1時間は継続して症状の変化を観察し、症状の改善が見られない場合は、医療機関を受診する。

安静にし、  
注意深く経過観察

## Ⅳ 様式

学校給食における食物アレルギーに対応する際に必要となる各種様式です。

なお、学校生活管理指導表の様式については、北海道教育委員会のホームページ等からダウンロードできますので、状況に応じて活用いただき、保護者、主治医、教職員等の共通理解のもと、適切な食物アレルギー対応を進めてください。

○学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前	(男・女)	年	月	日生	年	組	年	月	日	提出日	年	月	日
<p><b>【表】学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)</b></p> <p>※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。</p>													
<p><b>病型・治療</b></p> <p><b>A 食物アレルギー-病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)</b></p> <p>1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー</p> <p><b>B アナフィラキシー-病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</b></p> <p>1. 食物 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他</p> <p><b>C 原因食物 除去根拠</b> 該当する食品の番号に○をし、かつ( )内に除去根拠を記載                  》【<b>除去根拠</b>】該当するものを全て( )内に記載                  ① 明らか症状の既往                  ② 食物経口負荷試験陽性                  ③ IgE抗体検査陽性                  ④ 未採取                  》( )に具体的な食品名を記載</p> <p>1. 鶏卵 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ビーナッツ 6. 甲殻類 7. 木の葉類 8. 果物類 9. 魚類 10. 肉類 11. その他1 12. その他2</p> <p><b>D 緊急時に備えた処方薬</b></p> <p>1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペンJ」) 3. その他</p>													
<p><b>学校生活上の留意点</b></p> <p><b>A 給食</b> 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>B 食物・食料を扱う授業・活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>C 運動(体育・部活動等)</b> 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>D 宿泊を伴う校外活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>E 原因食物を除去する場合作りにより厳しい除去が必要なもの</b> ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。</p> <p>鶏卵・卵殻カルシウム 牛乳・乳糖・乳清精成カルシウム 小麦・澱粉・酢・味噌 大豆・大豆油・醤油・味噌 ゴマ・ゴマ油 魚類・かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類・エキス</p> <p><b>F その他の配慮・管理事項(自由記述)</b></p>													
<p><b>緊急時連絡先</b></p> <p>★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話:</p>													
<p>記載日 医師名 医療機関名</p>													
<p><b>病型・治療</b></p> <p><b>A 症状のコントロール状態</b> 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良</p> <p><b>B-1 長期管理薬(吸入)</b> 1. ステロイド吸入薬 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 3. その他</p> <p><b>B-2 長期管理薬(内服)</b> 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 2. その他</p> <p><b>B-3 長期管理薬(注射)</b> 1. 生物学的製剤</p> <p><b>C 発作時の対応</b> 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服</p>													
<p><b>学校生活上の留意点</b></p> <p><b>A 運動(体育・部活動等)</b> 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>C 宿泊を伴う校外活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>D その他の配慮・管理事項(自由記述)</b></p>													
<p><b>緊急時連絡先</b></p> <p>★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話:</p>													
<p>記載日 医師名 医療機関名</p>													
<p><b>気管支ぜん息</b></p> <p>(公財)日本学校保健会 作成</p>													

**【裏】学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用)**

名前	(男・女)	年	月	日生	年	組	提出日	年	月	日
アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	<b>病型・治療</b>		<b>病型・治療</b>		<b>学校生活上の留意点</b>		記載日			
	<b>A 重症度のめやす(厚生労働科学研究班)</b> 1. 軽症: 面顔に問わず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 * 軽度の皮疹: 軽度の紅斑、乾燥、落屑、痒疹主体の病変 * 強い炎症を伴う皮疹: 紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 <b>B-1 常用する外用薬</b> 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック」) 3. 保湿剤 4. その他 ( ) <b>B-2 常用する内服薬</b> 1. ステロイド薬 2. その他 [ ] <b>B-3 常用する注射薬</b> 1. 生物学的製剤		<b>A プール指導及び長時間の紫外線下での活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>B 動物との接触</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>C 発汗後</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>D その他の配慮・管理事項(自由記述)</b>		記載日					
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	<b>病型・治療</b>		<b>病型・治療</b>		<b>学校生活上の留意点</b>		記載日			
	<b>A 病型</b> 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 ( ) <b>B 治療</b> 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ( )		<b>A プール指導</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>B 園外活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>C その他の配慮・管理事項(自由記述)</b>		記載日					
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	<b>病型・治療</b>		<b>病型・治療</b>		<b>学校生活上の留意点</b>		記載日			
	<b>A 病型</b> 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期: 春、夏、秋、冬 <b>B 治療</b> 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法(ダニ・スギ) 4. その他 ( )		<b>A 園外活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>B その他の配慮・管理事項(自由記述)</b>		記載日					
学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。 保護者氏名 _____										

## ○留萌市学校給食に関する基本調査

必ず提出すること

### 留萌市学校給食に関する基本調査

学校名：\_\_\_\_\_

以下の欄にご記入いただき、アレルギー対応を希望する場合は、後日こちらからお渡しする「学校生活管理指導表」を持って医療機関を受診し、医師から記載されたものを提出していただきます。

記入日	年 月 日	フリガナ	
年 組 番 男・女		児童生徒氏名	
保護者氏名		保護者連絡先	— —

各質問について、該当する項目に○を記入してください。

質問1 食物アレルギーはありますか。

( ) ある ( ) ない ※「ない」場合は、ここで調査終了です。

質問2 食物アレルギーを起こす原因食品、具体的な症状、症状が出る量、加熱による可食の有無について教えてください。

原因食品	具体的な症状	加熱による可食の有無

※右欄の「加熱による可食の有無」は、加熱により喫食が可能となる場合は○、可能でない場合は×を記入

質問3 学校では、検査結果に基づき対応を判断しています。

学校でのアレルギー対応を希望しますか。

( ) 希望する ( ) 希望しない

→ 希望しない理由

下記から選んで○で囲ってください。

- ①自分で除去できる      ②加熱したら食べられる  
 ③給食で使用しない      ④少量であれば食べられる  
 ⑤その他 ( )

※なお、安全な給食提供が困難である場合などの理由から、希望に沿えない場合があります。

〔注 意〕

お子様のアレルギー原因食品が、給食で使用予定のない食材のみであれば、アレルギー対応の必要がなくなるため、上記のアレルギー対応を希望しないに○をつけていただき、医療機関を受診し医師に記載していただく「学校生活管理指導表」の提出は必要ありません。

※ご不明な点等がありましたら、担当  
 いたします。

までお問い合わせいただきますようお願い

## ○面談票

### 面 談 票

年 組 番 男・女	児童生徒氏名
(生年月日) 年 月 日生	保護者氏名

面 談 日	面 談 参 加 者
1回目 年 月 日	
学校生活管理指導表配付の有無	有 ・ 無
2回目 年 月 日	
3回目 年 月 日	

質問1 食物アレルギーを起こす原因食品、具体的な症状、症状が出る量、加熱による可食の有無について教えてください。

原因食品	具体的な症状	症状が出る量	加熱による可食の有無
(例)鶏卵	(例)湿疹が出る	(例)揚げ物のつなぎ程度	×

質問2 医療機関で検査・診断を受けていますか。

- ( ) 受けた [最終受診日 年 月 ]  
 ・ かかりつけの病院名 [ ]  
 ・ 検査・診断方法 [ ・ 血液検査 ・ 食物負荷試験 ・ 症状の既往 ]  
 ( ) 受けていない

質問3 家庭で、原因食品の除去をしていますか。

- ( ) 医師の指示による除去 [食品名 ]  
 ( ) 保護者の判断による除去 [食品名 ]  
 ( ) 除去していない

質問4 アナフィラキシーショックの経験はありますか。

- ( ) ある [回数 回] [原因 ]  
 [具体的な症状 ]  
 ( ) ない

質問5 運動でアナフィラキシー症状を発症したことがありますか

- ( ) ある [食品との関連: 有 ・ 無 ]  
 ( ) ない

質問6 エピペン®を処方されていますか。

- ( ) 処方されている → 

何本処方されていますか	( 本)
どこに保管していますか	( ) 家庭で保管している
	( ) 本人が携帯している
	( ) その他
- ( ) 処方されていない



## ○取組プラン

### 取組プラン（案・決定）

記入日 年 月 日  
協議日 年 月 日

#### 《作成上の留意点》

- ・ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）をもとに作成する。
- ・ 面談票などにより具体的に記入する。
- ・ 取組プランが決定し保護者に説明、同意後、記名して担当まで提出する。

裏面もあります

年 組 番 男・女	児童生徒氏名	
(生年月日) 年 月 日生	保護者氏名	

#### 1 原因食品等

原因食品	具体的な症状	症状が出る量	加熱による可食の有無
(例) 鶏卵	(例) 湿疹が出る	(例) 揚げ物のつなぎ程度	×

#### 2 食物アレルギー病型

食物アレルギー病型		
即時型	口腔アレルギー症候群	食物依存性運動誘発アナフィラキシー
( )	( )	( )

#### 3 アナフィラキシー病型について

アナフィラキシー病型		
食物によるアナフィラキシー	食物依存性運動誘発アナフィラキシー	運動誘発アナフィラキシー
( )	( )	( )
原因食品	原因食品	原因食品

※ 1～3は医師が作成する学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を基に、原因食品、具体的な症状等を記入する。

※病型は（ ）に○印を付ける。

#### 4 学校給食における決定事項

注) 人員や設備の充実度、作業ゾーンなどの状況に応じて対応を検討する。

	決定( 年 月 日)	変更( 年 月 日)	変更( 年 月 日)
レベル1 詳細な献立表対応	自分で除去する食品	自分で除去する食品	自分で除去する食品
レベル2 一部弁当	弁当対応する食品	弁当対応する食品	弁当対応する食品
完全弁当			
レベル3 (除去食対応)	除去食対応の食品	除去食対応の食品	除去食対応の食品
レベル4 (代替食対応)	代替食対応の食品	代替食対応の食品	代替食対応の食品
給食停止等	牛乳停止・パン停止 めん停止・ごはん停止	牛乳停止・パン停止 めん停止・ごはん停止	牛乳停止・パン停止 めん停止・ごはん停止

#### 5 学校生活における留意事項

活動内容等		具体的な配慮と対応
食物・食材を扱う 授業・活動	微量の摂取・接触による発症防止について	
運動(体育・部活動)	運動誘発アナフィラキシー	
	食物依存性運動誘発アナフィラキシー	
宿泊を伴う校外活動	事前に確認すること	
	持参薬について	
緊急時に備えてのエピペン®や持参薬について		
① エピペン® (有・無)	保管場所	
② 持参薬 (有・無)	保管場所	

#### 6 学校での様子～学校でアレルギーを発症した場合などを記録

	年 月 日	年 月 日	年 月 日
症状			
処置経過			
その他			



